



鳥取県公報

平成18年 2月 7日(火)
号外第16号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県会計規則及び鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則（５）（審査指導室）	1
	鳥取県立みなとさかい交流館管理規則を廃止する規則（６）（空港港湾課）	3

———公布された規則のあらまし———

鳥取県会計規則及び鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

一般競争入札又は指名競争入札の実施に係る電子入札等の本県の実情にかんがみ、これらの競争入札に係る参加手続の効率化等を図るため、入札保証金の納付を免除する要件について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 入札参加者が、入札参加者資格を有する者であって、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができるものとする。
- (2) 施行期日は、平成18年 2月20日とする。

鳥取県立みなとさかい交流館管理規則の廃止について

1 規則の廃止理由

- (1) 鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の一部が改正され、平成18年 4月 1日から、みなとさかい交流館に指定管理者制度が導入される。
- (2) これまで、鳥取県立みなとさかい交流館管理規則（以下「規則」という。）で規定されていたみなとさかい交流館の開館時間、休館日等については、条例の一部改正に伴い、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとなった。
- (3) (2)のほか、指定管理者制度が導入される施設について規則で特に定める事項がないことから、規則を廃止する。

2 規則の廃止期日

平成18年 3月31日限りで廃止

規 則

鳥取県会計規則及び鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第5号

鳥取県会計規則及び鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

(鳥取県会計規則の一部改正)

第1条 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(契約保証金)</p> <p>第112条 略</p> <p>2 契約担当職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 予算決算及び会計令第72条第1項若しくは第95条第1項の規定により定められた資格を有する者又は令第167条の5第1項若しくは第167条の11第2項の規定により定められた資格(これらの規定により他の地方公共団体の長が定めた資格を含む。)を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国又は地方公共団体と当該締結する契約と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結してこれを誠実に履行したと認められ、かつ、当該締結する契約を履行しないおそれがないと認められるとき。</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>(一般競争入札の入札保証金)</p> <p>第123条 略</p> <p>2 契約担当職員は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>令第167条の5第1項の規定により定められ</u></p>	<p>(契約保証金)</p> <p>第112条 略</p> <p>2 契約担当職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 予算決算及び会計令第72条第1項若しくは第95条第1項の規定により定められた資格を有する者又は令第167条の5第1項若しくは第167条の11第2項の規定により定められた資格(これらの規定により他の地方公共団体の長が定めた資格を含む。)を有する者(第123条第2項第2号において「<u>参加資格者</u>」という。)と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国又は地方公共団体と当該締結する契約と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結してこれを誠実に履行したと認められ、かつ、当該締結する契約を履行しないおそれがないと認められるとき。</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>(一般競争入札の入札保証金)</p> <p>第123条 略</p> <p>2 契約担当職員は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>参加資格者</u>であって、<u>過去2年間に国又は地</u></p>

た資格を有する者であって、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

方公共団体と落札後締結する契約と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結してこれを誠実に履行したと認められ、かつ、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正)

第2条 鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(入札保証金の納付の免除)</p> <p>第13条 知事は、特定調達契約につき、競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、施行令第167条の7(施行令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定による入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格を有する者であって、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。</p>	<p>(入札保証金の納付の免除)</p> <p>第13条 知事は、特定調達契約につき、競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、施行令第167条の7(施行令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定による入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格を有する者であって、<u>過去2年間に国又は地方公共団体と落札後締結する契約と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結してこれを誠実に履行したと認められ、かつ、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。</u></p>

附 則

この規則は、平成18年2月20日から施行する。

鳥取県立みなとさかい交流館管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第6号

鳥取県立みなとさかい交流館管理規則を廃止する規則

鳥取県立みなとさかい交流館管理規則(平成9年鳥取県規則第33号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

